

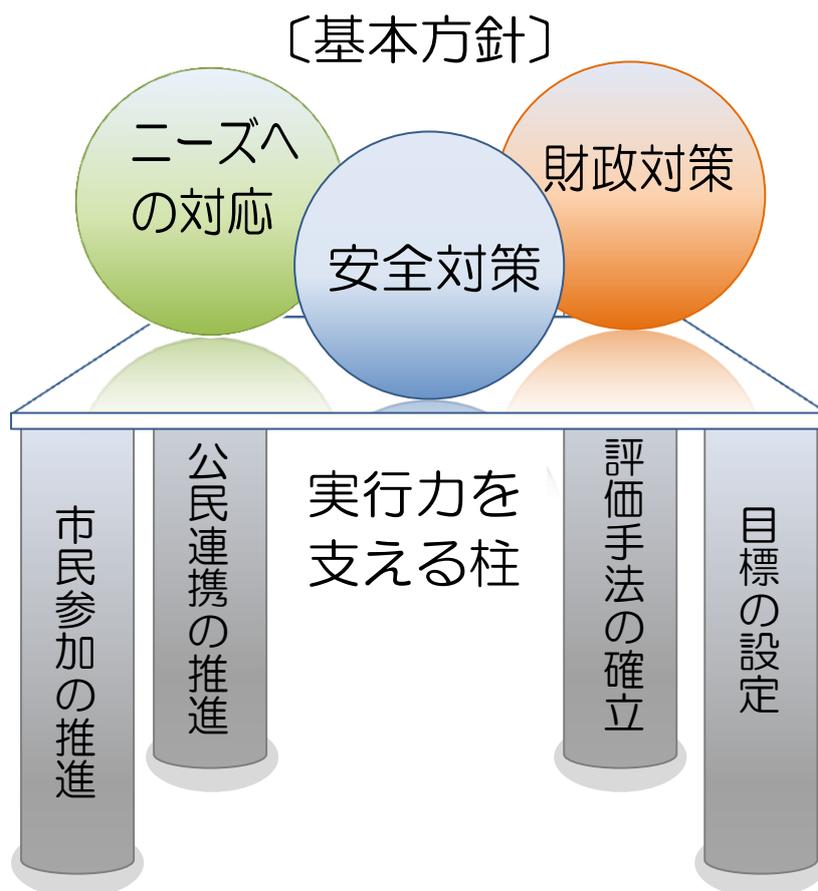
第3章 将来のあり方に関する方針 ～適正配置に向けて～

1. 基本方針等

(1) 全体方針

前章で示したように、本市の公共施設等については、老朽化や財政負担、人口構成の変化が課題となっています。また、市民ニーズ、公共サービスを提供する手法も多様化していることから、様々な視点から公共施設等全体を検証するとともに、市民参加と民間活力の活用などによる公民連携のもとで、将来のあり方を検討していく必要があります。

そこで本市では、公共施設等の適正配置を進めることで、行政をスリム化し、公共サービスを持続可能なものとするという考えのもと、基本方針は〔安全対策〕〔ニーズへの対応〕〔財政対策〕とし、基本方針の実行力を支える柱は〔目標の設定〕〔評価手法の確立〕〔公民連携（PPP）の推進〕〔市民参加の推進〕として、公共施設等総合管理計画を進めてまいります。



(2) 基本方針

①〔安全対策〕

公共施設等は、多くの市民が日常的に利用するほか、災害時には避難所や防災拠点として非常に重要な機能を果たすことから、安全対策については、今後も最重要事項として取り組みます。

施設の老朽化度や劣化度、避難所指定の有無など安全性を踏まえた評価を行い、点数化することで現状を明確に示します。

②〔ニーズへの対応〕

人口及びニーズに応じた公共施設等となるよう、保有量や配置の適正化を進め、変化するニーズに対応し、快適に利用できる施設整備を市民とともに進めます。

総人口の減少に伴い、施設に余剰が生じるとともに、人口構成の変化により、市民ニーズも大きく変わることが見込まれます。特に年少人口（0歳～14歳）の減少と老年人口（65歳以上）の増加は、必要とされる公共サービスとサービスを提供する場である施設の保有量や配置に大きく影響を与えます。今後は人口の動向を見据え、施設の適正化を図ります。

また、ライフスタイルや価値観の多様化、情報通信技術の進展などにより、整備した当初からニーズが変化している施設がないか検証が必要です。

市民全体の意向や利用者のニーズを把握するために、市民アンケートや利用者アンケート、ワークショップ、市民説明会などといった市民参加の手法を十分に活用します。

そして、施設の活用については、よりニーズが高い別の用途に転用する、売却等により現在のニーズに対応するための財源を捻出するなど、様々な手法を市民参加のもとで検討します。

なお、将来社会的な要請やニーズの高まりなどにより新たに必要と判断された公共施設等については、本計画で定めた全体目標を見据えながら整備していきます。

③〔財政対策〕

余剰となった公共施設等を整理し、全体の保有量とそれにかかる経費のスリム化を進めるとともに、財政負担の平準化を図ります。

本市では、公共施設等を昭和40年代以降集中して整備してきた結果、保有する公共施設（ハコモノ）は、現在約90万㎡にいたりました。今後は必要な保有量を見極め、施設全体のスリム化を進めることで、改修や建て替え、維持補修費用の削減を図ります。

なお、削減にあたっては、単純に施設を廃止するだけでなく、民営化による施設譲渡や他用途との複合化、一つの施設を共有して使用するなど、市民の意向や利用者の意見を聴きながら削減手法を選定します。

また、収入を確保する方策として、不要な土地の売却を進めるとともに、既存施設については民間への貸付や命名権などにより資産活用を図ります。さらに、建設工事等については国庫補助金等、特定財源の確保に努めます。

今後30年の間に、大規模改修や建て替えが集中する時期を迎えます。本計画の計画期間である15年間（平成28年度～平成42年度）の財政負担については、地方債や基金の活用、工事実施時期の前倒しによる年度間調整などにより財政負担の平準化を図ります。

(3) 実行力を支える柱

①【目標の設定】

本計画では、安全対策、ニーズへの対応、財政対策を基本方針としています。これらを達成するためには、明確な目標を市民と行政が共有し、一貫して取り組む必要があります。

本計画における目標は、「計画期間の最終年度である平成42年度末には公共施設（ハコモノ）の全体延床面積を120,000㎡削減すること」と定めます。

目標の設定にあたっては、全体に占める面積割合も踏まえつつ、次のことを考慮しました。

○総人口が減少すること及び人口構成が変化すること

平成27年3月31日現在の住民基本台帳人口から、推計(シナリオ3【基準値維持モデル】)によると、総人口が6.5%減少することから、全年齢を対象とした施設は5%の削減を原則とします。

年少人口は24.3%減少することから、学校については20%相当を見直します。

○民営化などの公民連携を推進し、民間による施設整備を進めること

高齢者福祉施設などの老年対象施設については、民間事業者を主体とした整備とします。

需要の高い保育サービスについては、民間事業者が行う保育園整備を促進するとともに、公立保育園の民営化による施設譲渡を進めます。

○整備計画を着実に遂行するとともに、将来のニーズについても対応すること

市民会館や道の駅など現在進行中のプロジェクトや、将来、社会的な要請やニーズの高まりなどにより新たに必要と判断された施設整備についても、全体目標の達成を見据えたうえでを行います。

②【評価手法の確立】

本計画において評価指標と評価方法の原則を定めます。施設を評価するにあたっては、多角的な視点で行うとともに、評価指標の統一を図ります。

評価は、次のとおり施設で行われている業務（サービス）に関する評価と、建物の状態に関する評価で行い、それぞれの指標の点数化を行ったうえで、2軸により将来の施設の方向性を示すこととします。

これをもとに、今後策定を予定している個別計画において具体的な施設の検討を行い、判断していくこととします。

個別計画については、各用途における政策や将来の方向性、独自の指標等を踏まえ、さらに踏み込んだ再評価を行っていくこととします。

サービスに関する評価

- ①施設で行われている業務（サービス）を3つの指標により評価する。
- ②評価する指標は施設により変更する。
- ③評価は各指標5段階の数値で行う。

指標		評価内容
利用実態	利用者数	施設の利用者数で評価
	利用率	施設の利用率で評価
	稼働率	施設の稼働率で評価
施設配置		市内にどのように配置しているかを評価
1人当たりコスト		利用者1人当たりのコストで評価

建物に関する評価

- ①建物の状態を3つの指標から評価する。
- ②評価は各指標5段階の数値で行う。

指標	評価内容
耐震性	耐震化の状況で評価
老朽化度	築年数と劣化度で評価
快適性	施設の利便性やバリアフリー、エアコン設置状況等で評価

市川市公共施設等総合管理計画における評価

- ①用途ごとに、サービス・建物の各指標の点数を合わせて2軸で現時点の評価を行う。
- ②2軸評価の結果から、将来の施設の方方向性を示す。



個別計画における評価

担当部門…各用途における政策や将来の方向性、利用者の満足度、地域における役割、独自の指標等を踏まえて、サービス・建物を再評価する。

個別計画で施設ごとに方針（サービス継続・見直し・縮小・廃止等）を決定。

③【公民連携（PPP）の推進】

公民連携（PPP（Public-Private Partnership））とは、行政と民間事業者が連携しながら公共サービスの提供や施設の整備を行う手法です。

本市ではこれまで、指定管理者制度やPFIといった公民連携を進めてまいりました。今後も民間の知識や技術、資金、経験、経営能力などを積極的に取り入れ、市民サービスの向上、財政負担の軽減や平準化、業務の効率化などを図ります。

推進にあたっては、以下に記述する公民連携手法の中から、有効性、雇用の創出、事業の継続性、公平性などを勘案したうえで公共サービスの提供や施設の整備に最も適した手法を選択します。

- 民間市場の成熟や制度改正などにより、民間でもサービスの提供が可能なものについては、民営化を進め、施設の譲渡、貸付などを進めます。
- 施設を管理運営していくにあたり、民間の創意工夫やノウハウによって業務の改善等が期待できる場合には、指定管理者制度や包括的民間委託、業務のアウトソーシングなどを進めます。
- 建設、運営等に民間の資金、ノウハウを生かすことで、市が直接実施するよりも効率的かつ効果的に施設整備や公共サービスが提供できるものについては、デザインビルド（設計・施工一括発注）方式や定期借地権方式などを活用します。
- 公共施設（ハコモノ）やインフラ施設にかかる管理運営経費を捻出するため、命名権制度（ネーミングライツ）を検討します。

公民連携等の手法

視 点		公民連携等の手法			
サービスの担い手	民間		民間が主体となって市民サービスの提供を担う。	民間による事業展開	
			これまで公共で行ってきた事業を民間に移譲する。	民営化	
	公 共	整備段階での公民連携	民間資金の活用	民間の資金を活用または誘導し、財政負担の平準化や整備費の削減、財産の有効活用を図る。	PFI 定期借地権方式
			設計・建設における民間活力の活用	設計や建設における民間の創意工夫やノウハウを取り入れ、市民サービスの向上と財政負担の軽減を図る。	PFI デザインビルド
		運営段階での公民連携	業務の効率化 市民サービスの維持・向上	業務の一部または全部を民間に委託し、効率化及び財政負担の軽減を図る。	業務のアウトソーシング
				施設の運転、維持管理を民間の裁量に任せ、処理場などの性能(要求水準)を確保するとともに、業務の効率化を図る。	包括的民間委託
				公共サービスの提供や処分権限を民間事業者が包括的に代行し、市民サービスの維持・向上及び財政負担の軽減を図る。	指定管理者制度
		民間施設の活用	公共の施策目的を達成するために民間の施設や設備を活用する。	公的窓口の設置や証明書等の交付サービス など	
		収入の確保	公共施設等に命名権（ネーミングライツ）を設定し、民間事業者から対価を得ることで運営負担の軽減を図る。	命名権制度	

④【市民参加の推進】

本計画を策定するにあたっては、市民アンケート、ワークショップ、市民説明会、パブリックコメント等といった市民参加の手法を積極的に取り入れました。

個別施設の計画の策定や計画の実行にあたっては、利用者の声だけでなく、市民全体の意向を把握するために様々な市民参加の手法を活用しながら進めます。

(4) 見直し手法

本計画に基づき、今後策定を予定している個別計画にて具体的な施設の検討を行うなかで、削減手法については、用途別方針及び地域別方針を踏まえたうえで、個別計画において総合的に判断していくこととなります。

次に例示する手法が考えられます。

○削減手法の例

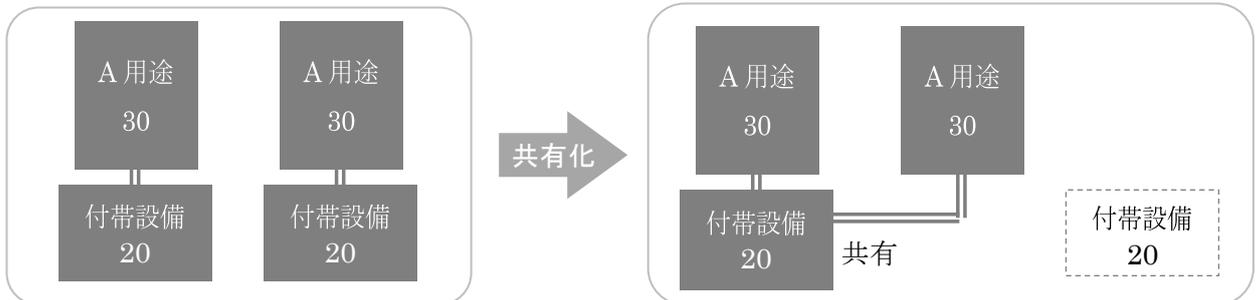
- ・複合化…余剰が生じている施設に他の用途を組み込むことで複合施設とし、市民サービスの向上や多世代の交流を目指しながら、余剰面積の削減を図ります。



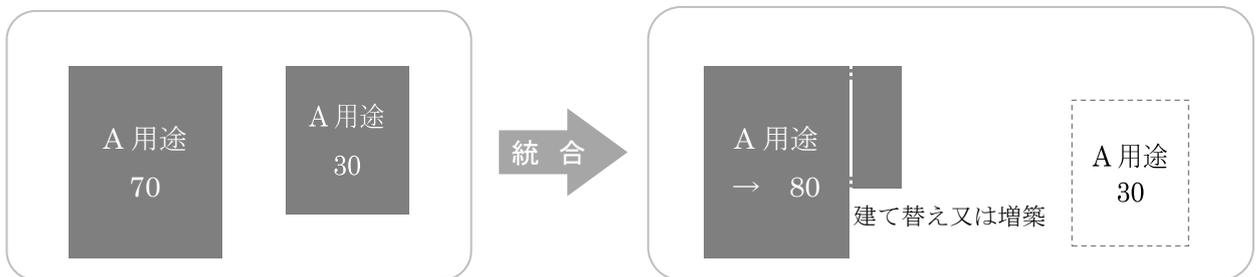
- ・民営化…事業の民営化に伴って、施設を民間事業者に譲渡又は貸し付けることで、公民連携（PPP）による市民サービスの継続を図ります。



- ・共有化…より快適な施設を共有化することで経費の削減を図ります。



- ・統合…複数の施設を統合することで、経費の削減を図ります。



- ・減築…余剰部分を除いた面積で建て替えることにより、建築費用とその後の維持保全にかかる経費を削減します。

